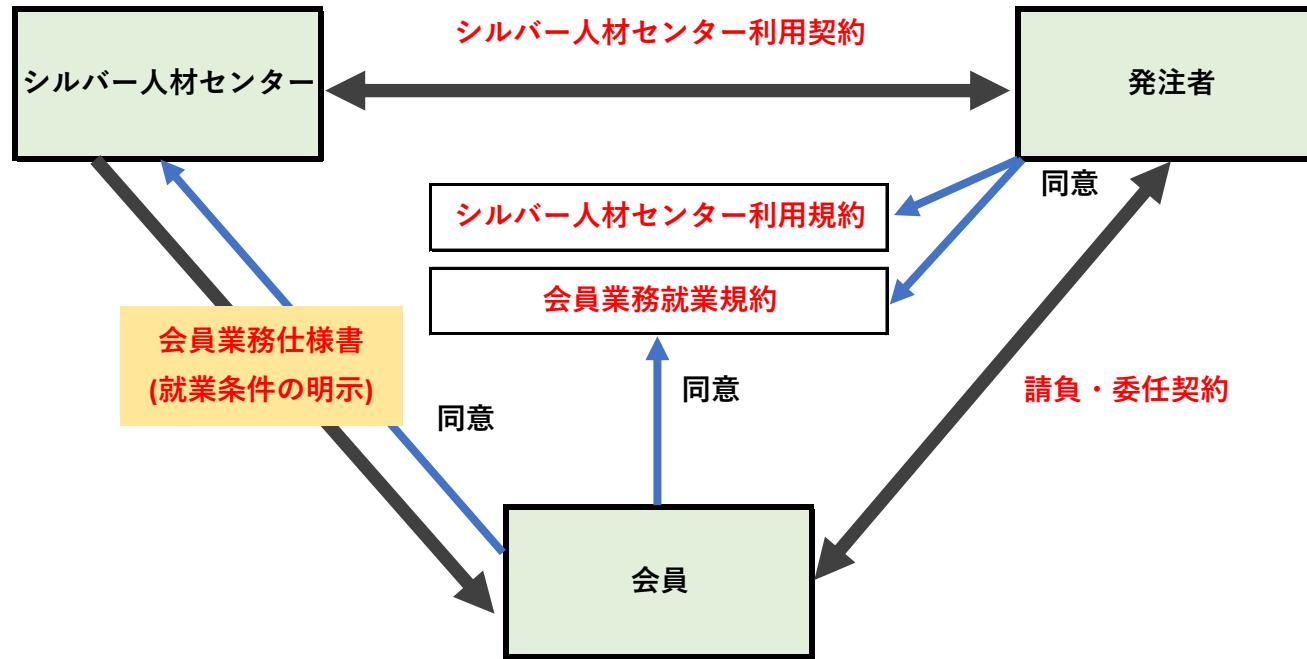


## 新たな契約方法（イメージ図）



- ・発注者は、「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務就業規約」に同意の上、センターと「シルバー人材センター利用契約」を結びます。  
※「シルバー人材センター利用規約」は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なことを定めたもの  
※「会員業務就業規約」は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なことを定めたもの  
※「シルバー人材センター利用契約」は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するために、センター業務委託料や業務内容、会員業務委託料などを定めた契約
- ・センターは利用契約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間に請負・委任契約関係が生じます。これにより、発注者、センター、会員間の契約関係（新たな契約方法）が成立します。  
(注) 契約当事者は、センターと発注者であり、発注者と会員とが直接に契約を取り交わすものではありません。  
(注) センターと会員、発注者と会員の間には、雇用関係はありません。